

フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋(PWN) 団規約

平成23年3月28日制定

平成25年2月23日改正

平成27年4月12日改正

平成27年7月12日改正

平成30年12月24日改正

(名称)

第1条 本団体は「フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋」と称する。

2 本団体の外国語標記は「Philharmoniker Wien Nagoya」とし、略号をPWNとする。

(目的)

第2条 本団体は、ウィーン音楽の響きや音楽性を理想とした社会人オーケストラとしての演奏活動を通じて、全団員(団規約第4条の「団員」及び第4条の2の「随時団員」をいう。以下同じ)相互の親睦と演奏技術の向上を図り、以って名古屋市・愛知県を中心とする中京地区音楽文化芸術の発展に寄与することを目的とする。

2 本団体は、ウィーン音楽の普及を目指し、ウィーンを中心とした西欧音楽文化芸術との十分な連携を目指すものとする。

3 本団体は、前2項に掲げる目的を達成するに当たり、音楽の持つ普遍的・社会的な意義を認識し、積極的に社会貢献に努めるものとする。

(活動)

第3条 本団体は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる方針により演奏活動を行う。

- ① 全団員は、ウィーン音楽の響き、音楽性を理想とした演奏に努めること
- ② 全団員は、音量だけに拘らず、和声の響き、音楽的な推進力を表現するよう努めること
- ③ 管楽器奏者はウィーン式楽器を使用し、その楽器特有の響きを作ることに努めること
- ④ 技術的、音楽的向上を計るため、原則として中京地区において演奏会を夏と冬の年2回開催し、継続した活動を行うこと
- ⑤ 前号に掲げた演奏会の他、可能な範囲でウィーンを中心とした地域において海外特別演奏会の機会を設けること

(団員)

第4条 団員は本団体の活動目的に賛同し、意欲と熱意を持って継続的に参加する者とする。

2 団員は、第7条第1項第1号に規定される代表（以下、「代表」という。）に対し、第5条の規定に基づく入団の承認を得た者をいう。

(随時団員)

第4条の2 随時団員は本団体の活動目的に賛同し、意欲と熱意を持って、演奏会毎に選択して参加する者とする。

2 随時団員は、代表に対し、第5条の規定に基づく入団の承認を得た者をいう。

(入団)

第5条 本団体に団員又は随時団員として入団を希望する者は、その旨を文書又は口頭で役員に表明した後、第12条第2項に掲げる役員会運営委員会の承認を経なければならない。

(退団)

第6条 本団体の団員又は随時団員は、次号のいずれかに該当するときはそれぞれの資格を失うものとする。

- ① 団員が退団の意志を表明し、退団届を提出したとき
- ② 定められた期日までに第13条に定める活動費及び第13条の2に定める演奏会参加費を納入しないとき
- ③ 第3条の活動趣旨に反する演奏活動を行い、第11条第1項に規定される総会において、団員又は随時団員として不相当と認められたとき
- ④ 随時団員として参加している演奏会が終了した後に、第11条第1項に規定される団員総会が終了したとき

(役員)

第7条 本団体は、次の各号の役員をおく。

- ① 代表
- ② 副代表
- ③ インспекター
- ④ 総務
- ⑤ 会計
- ⑥ コンサートマスター

- ⑦ セクションリーダー
- ⑧ パートリーダー
- ⑨ 弦楽器技術委員
- ⑩ ライブラリアン

2 前項各号の役員を補佐する目的で、必要に応じて第12条第2項に規定される役員会により役員を補助員を設けることができる。

(役員及び会計監査員の任期)

第8条 前条の役員及び第16条に規定する会計監査員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員を選任)

第9条 本団体の役員は、総会において選任する。

(役員職務)

第10条 代表は、本団体の代表者として団の運営を統括する。副代表は代表を補佐する。

2 インспекターは、団内外の連絡調整を担当する。

3 総務は、団の総括的事務の管理の他、団員名簿と団ホーム・ページを担当する。

4 会計は、本団体の会計を担当する。

5 コンサートマスターは、第12条第2項第5号の定めるところにより、運営委員会が演奏会毎に一名を定め、演奏全般を統率し、演奏技術の向上に努める。

6 セクションリーダーは、高弦楽器、低弦楽器、管楽器のセクション毎に置き、それぞれの統率及びセクション間の連絡調整を行う。

7 パートリーダーは、パート内の統率及びパート間の連絡調整を行うとともに、必要に応じてエキストラ招聘を行う。パートの種類は、第12条第2項に掲げる役員会運営委員会で定めるものとする。

8 弦楽器技術委員は、弦楽器の第1ヴァイオリン、第2ヴァイオリン、ヴィオラ、チェロ及びコントラバスのパート毎に一名配置し、各パートにおける運弓順の決定等、演奏法に関する技術的な調整・指導を行う。但し第1ヴァイオリンに関しては、第5項に掲げる当該演奏会のコンサートマスターが従事するものとする。

9 ライブラリアンは、演奏用楽譜の手配、使用した楽譜の管理を行う。

(総会)

第11条 総会は、団員及び当該総会の前後の時期に在籍する随時団員(以下、「総会参加資格を有する随時団員」という。)により実施するものとし、本団体の最高決議機関とする。

2 総会は、原則として主催する演奏会終了後遅滞なく開催する。ただし、団員及び総会参加資格を有する随時団員の半数以上の要請により臨時に総会を開催することができる。

3 総会の議長は、団員が務めるものとし、総会出席団員全員の互選による。

4 総会は団員及び総会参加資格を有する随時団員のうち、当日出席した者により成立し、出席者の過半数により議決する。

5 総会議案は、総会開催1週間前までに、インターネット上で団員及び総会参加資格を有する随時団員に公表し、また団員及び総会参加資格を有する随時団員は、総会前日までに、議案の賛否や議案に対する意見を、電子メールにより自由に陳述することができる。

6 総会は次の各号に掲げる事項を決定する。

- ① 役員の選任
- ② 活動計画及び予算
- ③ 活動報告及び決算
- ④ 規約の変更
- ⑤ その他、団の運営に関わること

(役員会)

第12条 本団体は、役員会として全体委員会、運営委員会と技術委員会を設置する。全体委員会は運営委員会と技術委員会の合同開催とする。

2 運営委員会は、第7条第1項に規定する役員のうち、パートリーダー及び弦楽器技術委員を除く役員及び当該役員が必要に応じて指名した同第2項に規定する役員補助員で構成し、本団体の運営全般についての次の各号の方針を決定する。

- ① 演奏会及び練習計画に関すること
- ② 演奏会場及び練習会場に関すること
- ③ 指揮者や独奏者との出演交渉に関すること
- ④ 会計処理に関すること
- ⑤ 総会の開催に関すること
- ⑥ 第7条第2項に定める役員の補助員の選任に関すること
- ⑦ 第10条第5項のコンサートマスターの演奏会毎の選任
- ⑧ 第10条第7項に定めるパートの種類に関すること
- ⑨ その他必要事項

3 技術委員会は第7条第1項に規定する役員のうち、次の各号に掲げる役員で構成し、本団体の演奏面全般についての方針を決定する。

- ① 代表
- ② コンサートマスター
- ③ セクションリーダー
- ④ 弦楽器技術委員

4 それぞれの役員会は、代表が招集し議長を務める。

(活動費)

第13条 団員の活動費は、月額2,500円とする。

2 団員は、毎偶数月末までに翌2か月分以上の活動費(5,000円以上)を納入しなければならない。

3 原則として、一度徴収した活動費は返還しない。

(演奏会参加費)

第13条の2 団員及び随時団員の演奏会活動費は、演奏会毎に総会で決定する。

2 団員及び随時団員は、総会で参加費が決定された後、前項の規定に基づく演奏会参加費を団に納入する義務が生じ、また役員会で定めた期日までに、納入しなければならない。

3 原則として、一度徴収した参加費は返還しない。

(会計)

第14条 第3条第4号に規定される演奏会の費用は、団員の活動費、全団員の演奏会参加費、補助金、広告収入及びその他収入をもって当てる。

2 第3条第4号に定めのない演奏会や、同条第5号に規定される海外演奏会は、別途、独立した会計として取り扱う。

(会計期間)

第15条 前条第1項の会計期間は第3条第4号に規定される演奏会毎とし、その始期は直前の演奏会の属する翌月1日、終期は当該演奏会の属する月の末日とする。

(会計監査)

第16条 本団体に会計監査員一名をおく。監査員は会計監査を実施するとともに、総会において監査報告を行う。

(規約改正)

第17条 規約の改正は、総会において出席者の半数以上の賛成により決定される。

付則

この規約は、平成23年3月28日から施行する。

この規約は、平成25年2月23日から施行する。

この規約は、平成27年4月12日から施行する。

この規約は、平成27年7月12日から施行する。

この規約は、平成30年12月24日から施行する。